

「平成25年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」 委員の意見・提言

番号	B-3	担当課	保育課
事務事業名	地域交流の場の提供事業		

※1人の仕分け市民委員から2つの判定結果が出ているものは、0.5としています。

判定区分													
仕分け市民委員数はA班5名、B班4名（当日1名欠席のため）													
1	不要	2	民間	3	国	4	東京都	5	他市町村との広域連携	6	東久留米市（改善有）	7	東久留米市（現行通り）
0		0		0		0		0		4		0	

仕分け委員 意見・提言

委員・・・6東久留米市（改善有）①事業内容が趣旨・目的の達成手段として不適切
②事業規模を縮小すべき
○現状では、予算があるから使うというように見えてしまう。実際にお金をかけずに事業目的を果たしているイベント・企画等が十分あることを考えれば、劇団、講座は必ずしも本事業で行うべきものではないと考える。“交流”という意味を考えても講座、劇団はイメージにそぐわないものであり、かつ各保育園に普段以上の負担をお願いしてやるべきものではない。

委員・・・6東久留米市（改善有）①事業内容が趣旨・目的の達成手段として不適切
②事業規模を縮小すべき
⑦その他（事業のあり方を工夫すべき）
○補助金ありきの感を強く持つ。この種の事業については、世代間・異年齢・地域交流などを含め、もっと工夫する必要があると思う。

委員・・・6東久留米市（改善有）①事業内容が趣旨・目的の達成手段として不適切
⑦その他（補助金のあり方を考えなおす）
○公立保育園の講師謝金、劇団公演料については、「例年行っている」ではなく、地域をまき込む工夫の上で検討して欲しい。
○参加人数・交流回数の報告は、内容の統一で出していかなければきちんとした補助金に対する姿が見えない。

委員・・・6東久留米市（改善有）①事業内容が趣旨・目的の達成手段として不適切
○事業費等の内訳を詳しく提出してもらい、市の方でしっかりと管理して欲しい。
○交流回数、参加人数等をきちんと把握し指導した方が良いのではないか。

担当課の考え方

児童福祉法や保育所保育指針では、「保育所は、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう、努めること。」とされており、
具体的には、(ア)子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）、(イ)子育て等に関する相談や援助の実施、(ウ)子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進、(エ)地域の子育て支援に関する情報の提供が示されています。地域交流の場の提供事業は、この法令等に基づき行っているものですが、地域交流の場の提供事業で行っている講座、企画等の目的、意図などが上記(ウ)だけの範疇に留まらないところがあるため、以下の事項について検討してまいります。

- ①事務事業単位としての括りの検討（地域活動事業として行っている他の事業との統合）
- ②実績報告書の記載要領の策定及び報告書様式の見直し
- ③地域活動事業自体の目的、意図と地域活動事業として行っている講座や企画等の目的、意図との整理、及び必要な見直し